ⅱ　目的税等収入
　目的税等収入として、特別会計に直入された、特定の事業支出に充てるための特定の税収入を計上する。
ⅲ　他会計（勘定）からの受入
　他会計（勘定）からの受入として、他会計（勘定）から特別会計が受け入れたものを計上する。

③　無償所管換等
　会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少については、資産・負債差額の減少要因であるが、法令に基づいて所管換えが行われること等から、特別会計の業務実施に伴い発生した費用として整理することは適当でないと考えられるため、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」として計上する。また、財産の無償所管換（受）等については、資産・負債差額の増加要因であることから、同様に「無償所管換等」として計上する。
　なお、無償所管換等は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

④　資産評価差額
　有価証券並びに出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額（たな卸資産及び償却資産について費用処理したものを除く。）について、「資産評価差額」として計上する。
　なお、資産評価差額は純額（本年度発生額と戻入額の差額）を計上し、その増減等は附属明細書で記載する。

⑤　公的年金預り金の変動に伴う増減
　公的年金預り金の変動に伴う資産・負債差額の増減について、「公的年金預り金の変動に伴う増減」として計上する。
　なお、公的年金預り金の変動の内訳は附属明細書で記載する。

⑥　その他資産・負債差額の増減
　資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について、「その他資産・負債差額の増減」として計上する。
　なお、その他資産・負債差額は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

⑵　財源とは整理しないもの

①　資金からの受入
　財政法第44条の資金からの受入のうち、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れているものについては、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

②　前年度剰余金受入
　前年度剰余金受入は、本年度の業務実施の財源とはなっているが、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものであり、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

3．資産・負債差額増減計算書の標準的な様式
資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。
なお、各特別会計で固有の増減については、適宜、表示科目を追加する。

資産・負債差額増減計算書

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自　○年○月○日 至　○年○月○日	自　○年○月○日 至　○年○月○日
Ⅰ　前年度末資産・負債差額	××××	××××
Ⅱ　本年度業務費用合計	△　××××	△　××××
Ⅲ　財源	××××	××××
1　自己収入	×××	×××
○○収入	×××	×××
手数料収入	×××	×××
運用益	×××	×××
その他の財源	×××	×××
2　目的税等収入	×××	×××
○○税収入	×××	×××
3　他会計（勘定）からの受入	×××	×××
○○特別会計からの受入	×××	×××
Ⅳ　無償所管換等	××××	××××
Ⅴ　資産評価差額	××××	××××
Ⅵ　公的年金預り金の変動に伴う増減	××××	××××
Ⅶ　その他資産・負債差額の増減	××××	××××
Ⅷ　本年度末資産・負債差額	××××	××××

第５章　区分別収支計算書

1．区分別収支計算書の作成目的等

⑴　作成目的
　区分別収支計算書は、特別会計の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成する。

⑵　作成方法
　区分別収支計算書は、歳入歳出決算の計数を業務収支と財務収支の区分に並び替えること等により作成する。
　また、「本年度収支」に続いて、決算処理による資金からの受入及び繰入、翌年度歳入繰入、収支に関する換算差額、歳計外の資金、供託金及び契約保証金の残高を計上する。これにより、区分別収支計算書の「本年度末現金・預金残高」と貸借対照表の「現金・預金」の計数は一致することとなる。

2．収支区分の内容
区分別収支計算書における収支区分の内容は、次のとおりとする。

⑴　業務収支
　業務収支の区分には、「財務収支」を除いたところの特別会計の業務実施の財源の受入及び業務実施に伴う支出を計上する。

①　財源
　特別会計の歳入の収納済歳入額（「財務収支」に計上される借入金や債券発行による資金調達を除く。）を計上し、形態別を基本とした表示科目でその内容を開示する。

②　業務支出
　特別会計の業務実施に伴う支出（「財務収支」に計上される借入金の返済や債券の償還等に係る支出を除く。）を計上し、形態別を基本とした表示科目でその内容を開示する。
　なお、業務支出のうち特別会計の有形固定資産（物品を除く。）の計上に繋がる支出は「施設整備支出」に計上し、それ以外の支出を「業務支出（施設整備支出を除く）」に計上する。

⑵　財務収支
　財務収支の区分には、特別会計の借入金及び債券発行による資金調達並びにこれらの返済に係る収支（利息の支払等を含む。）を計上する。